

藤井寺市人権行政基本方針・推進計画（案）

藤井寺市

目次

はじめに

- 1 基本方針及び推進計画策定の背景
- 2 藤井寺市の現状と課題について
 - (1) 人権行政推進体系図
 - (2) 課題について
- 3 人権行政基本方針
- 4 人権行政推進計画
 - (1) 推進計画の位置づけ
 - (2) 人権教育に関する施策
 - ① 家庭における人権教育の推進
 - ② 学校における人権教育の推進
 - ③ 社会における人権教育の推進
 - ④ 職場における人権教育の推進
 - (3) 人権啓発に関する施策
 - ① 人権啓発事業の充実
 - ② 様々な媒体による人権啓発の推進
 - ③ 関係機関・団体との連携推進
 - (4) 相談体制の充実とネットワークの構築推進
 - (5) 情報の収集・提供機能の充実
 - (6) 協働の取り組みの推進
 - (7) 調査・研究の推進
 - (8) 様々な人権問題をめぐる施策の推進
 - 同和問題（部落差別）
 - 子どもの人権
 - 女性の人権
 - 障害者の人権
 - 高齢者の人権
 - 外国人の人権
 - 性的マイノリティの人権
 - インターネット上での人権問題
 - アイヌの人々の人権
 - HIV感染者やハンセン病回復者の人権
 - 北朝鮮による拉致問題
 - 貧困問題

ホームレスの人権

犯罪被害者の人権

刑を終えて出所した人々の人権

様々な災害に起因する人権問題

SDGs（持続可能な開発目標）の推進

5 基本方針及び推進計画の期間

6 人権施策の推進体制

1 基本方針及び推進計画策定の背景

本市においては、昭和60（1985）年に世界の恒久平和と安全は人類の願望であることを主旨とした「平和都市宣言」を決議し、平成9（1997）年に「人権を守る都市宣言」を行い、一人ひとりが大切にされるまちの実現を目指してきました。

平成13（2001）年には市の責務、市民の役割、施策の推進について定め、あらゆる差別を速やかになくし、基本的人権が尊重される人権を守るまちづくりを実現することを目的とした「人権を守るまちづくり条例」を制定しました。

そしてまちづくりの基本理念、基本目標を掲げ、人権行政の方向性を定めた「人権行政基本方針&人権行政推進プラン」を平成17（2005）年に策定し、様々な人権施策を行ってきました。

また平成23（2011）年に、性別に関わらず誰もが幸せに生きていくことができる男女共同参画社会の実現を目的とした「男女共同参画推進条例」を制定し、平成28（2016）年には「第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画」を策定し、全ての人が多様な生き方を尊重し、自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指しています。

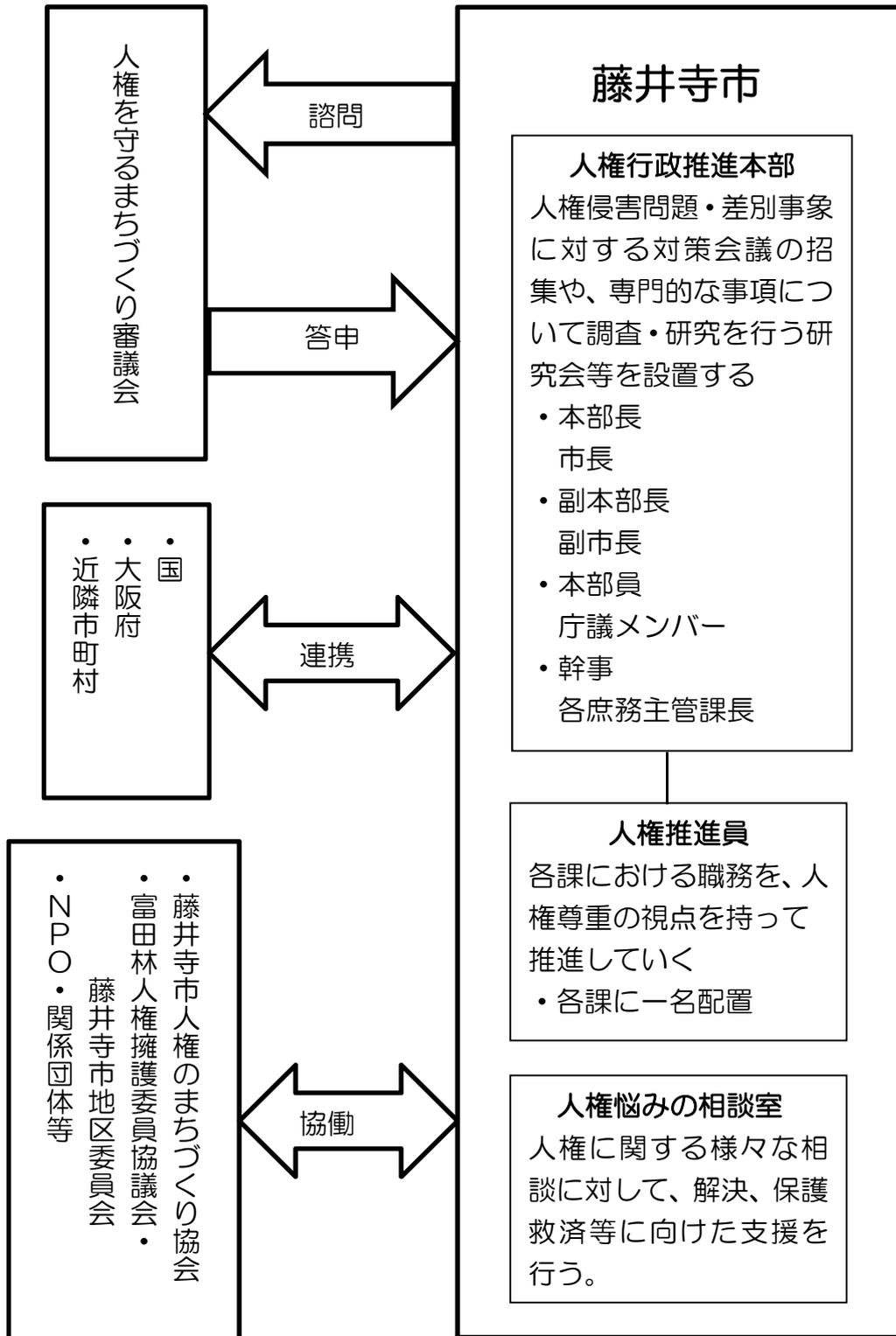
しかしながら今日においても、家庭、学校、職場、地域等において、人種、民族、国籍、信条、性別、性自認、性的指向、障害、職業、出身、その他の経歴等による不当な差別や、人権侵害事象は後を絶たずに発生している現状があり、近年における社会の国際化、情報化、多様化等の変遷に伴って人権に関する新たな問題も生じています。

また平成28（2016）年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等の法整備により、今後における人権施策の変容も必要となり、また人権をめぐる問題は今後ますます多様化、複雑化することが予想されることから、行政はもちろん市民一人ひとりの不断の努力によって、人権を守るまちづくりを推進していくことがより一層重要となります。

以上のことから、本市の今後の人権施策のあり方についても、これまでの方針や計画に基づく施策を踏まえながら、より総合的、計画的に推進していく必要があるとの考え方に立ち、本市の現状と様々な課題について取りまとめ、課題解消のための人権施策の考え方や方向性について定めた「藤井寺市人権行政基本方針・人権行政推進計画」を策定しました。

2 藤井寺市の現状と課題について

(1) 人権行政推進体系図



(2) 課題について（藤井寺市人権を守るまちづくり審議会において）

- 人権のまちづくり協会会員の世代に偏りがあり、若年層が少ない。
- 人権啓発事業に参加する市民が少なく、特に若年層が少ない。
- 市民に対して、人権について学習する機会の提供が不十分である。
- 人権行政基本方針&推進プランの策定から10年以上経過しており、現在の人権課題に適したものに改定する必要がある。
- 人権意識調査結果を、今後どのように活用するのか。
（ただし、厳密な市民意識調査の実施はできていない）
- 性的マイノリティに関する子どもへの教育や、ハラスメント問題について施策に反映されていない。
- 人権相談事業について、より良く相談できるための啓発やシステム構築が必要である。
- 「気づき」を引き出す教育プログラムの策定が必要である。
- 人権問題の実態を知ってもらうための研修の充実が必要である。
- 人権のまちづくり協会の拡充が必要である。
- いじめの問題が複雑化、深刻化している。
- 高い人権意識の維持と、それに基づく生活の実践ための人権教育の充実が必要である。
- 障害者に対する忌避意識の排除や合理的配慮に対応するためには、当事者との接遇を体験する機会が必要である。
- 人権意識調査における在日コリアンに対する誤認識等、特化した様々な問題について考える機会の充実が必要である。
- 啓発、教育する側にも人権はあり、誰もが幸せに生きるために人権は学ぶものだという認識が必要である。
- 人権行政に対する市民の評価が不明確である。
- 市長・市職員・市会議員の人権意識レベルが不明確である。

3 人権行政基本方針

世界人権宣言は「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」と人権について述べ、全ての人は人であるということだけで「かけがえのない」「尊い」「大切な」なものであるということを受け入れなくてはならないと定めています。

そして人権は平等で無条件に尊重されるものであり、人種、性別、国籍、出自、信条、政治的意見等の理由により差別されないものです。

日本国憲法においても、人権は誰もが生まれながらに持っている侵すことのできない永久の権利として保障されており、私たち一人ひとりの生命、自由、平等を保障し、社会の中で安心して暮らしていくために欠かすことのできない権利として尊重することが定められています。

また国連は人権を尊重するための教育について「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義しています。

そして「人権教育は単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が他の人の尊厳について学び、その尊厳を全ての社会で確立させるための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と提唱しています。

つまり人権教育とは、性別や年齢に関係なく全ての市民一人ひとりが、人権というものは誰もが持っている「宝」であることに気づくことができ、全ての人が大切にされる幸せな社会の実現のためにはどうすればよいのかについて、生涯にわたり学び続けていくための教育活動です。

その活動とともに、人権啓発に関する様々な取り組みにより、市民一人ひとりが知識の蓄積だけではなく、自分自身が幸せに生きるために人権尊重への感性を深め、具体的な態度や行動へと繋げていくという理念を文化として定着させなければなりません。

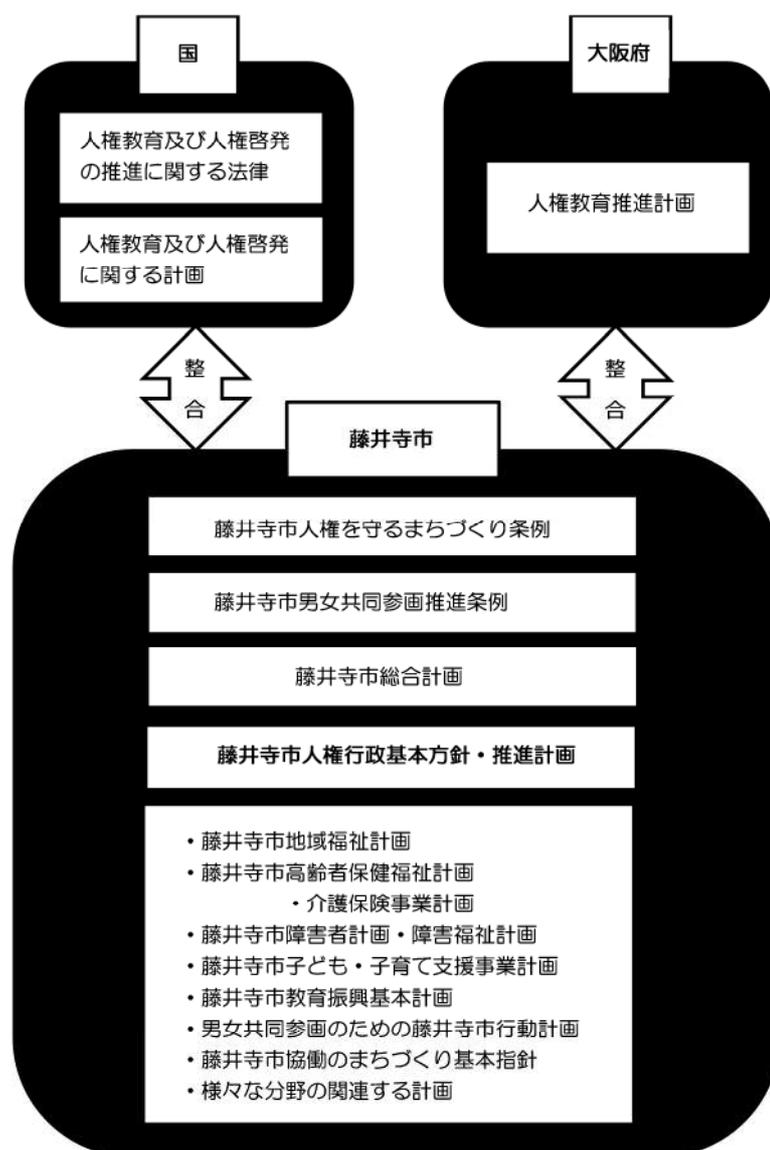
本市ではこうしたことを踏まえ「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現を基本理念とし、人権教育及び人権啓発をはじめとした人権施策を推進するとともに、全ての人が尊重され多様性を認め合うという理念を、福祉や教育分野をはじめとしたあらゆる市の施策においても反映させ、人権尊重を基調とする行政を推進します。

4 人権行政推進計画

(1) 推進計画の位置づけ

本計画は人権行政基本方針に基づき、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や様々な人権に関する法律、及び藤井寺市人権を守るまちづくり条例を踏まえて「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現のために、本市が行う人権施策の方向性を示すものです。

また策定にあたっては「藤井寺市地域福祉計画」「藤井寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「藤井寺市障害者計画・藤井寺市障害者福祉計画」「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」等の福祉分野別計画や、教育施策の充実を図る「藤井寺市教育振興基本計画」、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性を定めた「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」及び様々な分野の関連する計画や施策との整合、連携を図ります。



(2) 人権教育に関する施策

【課題】

人権教育とは人権を尊重する意識が正しく身につくように、家庭教育、学校教育、社会教育等として行われる教育活動です。一人ひとりが人権について正しい理解や認識を深め、日常生活において実践できるように、家庭、学校、地域や職場等、あらゆる場所において推進していかなければなりません。

また一人ひとりが人権問題を自らの課題として「気づく」ためには、講義型の人権教育だけではなく、体験型、交流型、参加型の教育機会を拡充することが必要です。

そして人権教育を生涯学習として推進していくためには、家庭教育や地域教育に対する支援の充実が求められています。

【施策の方向】

① 家庭における人権教育の推進

就学前の幼児期は人間形成の過程において極めて大切な時期です。子どもたちが自分自身を大切に感じる感情とともに、人のことを思いやる気持ちを育てていくことができる家庭教育等のため、保護者に対する情報提供や学習機会の提供等の支援の充実に努めます。

② 学校における人権教育の推進

子どもたちが自分自身を大切に思うとともに、多様な人々を尊重することに気づき、「共に生きる」思いやりの心を育み、豊かな人間性や社会性を身につけることができるよう人権教育年間指導計画を策定し、幼児、児童、生徒の発達段階に応じて人権教育を推進します。

そして学校における人権教育の成果や課題をふまえ、保護者や地域の方々と協働して人権教育の推進を図ります。

また教職員がより一層深い人権意識を身につけるとともに、子どもたちを取り巻く状況を理解し、いじめや不登校等の問題に対応することができるよう、知識や指導力の向上を図ることができる人権研修の実施に努めます。

③ 社会における人権教育の推進

性別や年齢に関わらず、誰もが生涯学習として人権について学ぶことができるように、社会教育施設を中心とする市民に身近な場所において、人権に関する様々な学習機会の提供や広報活動に努めます。

また魅力的な人権学習セミナーについて研究を行うことにより、多くの市民の参加を促すとともに、学校や地域で活動する団体等とも連携を深め、地域に

おける指導者の育成の支援等に取り組んでいきます。

④ 職場における人権教育の推進

新規採用職員をはじめ、あらゆる階層の市職員に対して、正しい人権の知識や情報を習得できる講義型の人権研修のみならず、人権課題の実態に関する認識を深めることができる参加・交流型の職員人権研修の実施を推進します。

また藤井寺市人権のまちづくり協会と連携し、市内事業所に対して様々な人権課題に関する研修会や、様々なハラスメントの防止に関する学習機会等の情報提供を推進します。

(3) 人権啓発に関する施策

【課題】

人権啓発とは人権尊重の理念を普及させることを目的に行われる研修、情報提供等の広報活動の総称であり、市民の人権意識が日常生活において活用され、人権を文化として定着することを実現するために、人権教育と連携した取り組みを推進していくことが大切です。

本市が「一人ひとりが大切にされるまち」の実現を目指すことをPRするために、様々な情報媒体の有効活用や、先例的で魅力的な啓発手法を企画、立案、及び実施する等、幅広い世代の市民に人権に関心をもってもらえるような取り組みが求められています。

【施策の方向】

① 人権啓発事業の充実

様々な人権問題について認識を深め、感性を高めてもらうことを目的とした人権啓発事業を、藤井寺市人権のまちづくり協会と協働して開催するとともに、若年層の方々に事業の企画、運営に参画してもらうことにより、幅広い世代の方々が関心を持ち、参加してもらえるような啓発事業の実施に努めます。

また藤井寺市人権のまちづくり協会の会員拡充について、特に若年層の加入促進に関する支援の充実を図ります。

② 様々な媒体による人権啓発の推進

市の様々なイベントにおいて、人権に関する啓発冊子や資料を配布する等の情報提供を行い、人権啓発活動の充実を図ります。

また効果的な啓発手法について研究を行うとともに、広報紙やホームページはもとより、ソーシャルネットワーキングシステム（SNS）や、動画共有サイト等のソーシャルメディアをはじめとした様々な媒体を有効活用し、市民や企

業に対して人権啓発の取り組みを推進します。

③ 関係機関・団体との連携推進

法務局、大阪府、府内市町村及び人権啓発の推進を目指す団体と連携し、協力体制を維持しながら、より有効な啓発事業についての情報交換や検討会を行い、人権啓発の推進を図ります。

(4) 相談体制の充実とネットワークの構築推進

【課題】

本市が実施している人権に係る様々な困りごとや悩みがある方々に対する相談事業については、今後ますます複雑化、多様化していく相談内容に対して、より適切な助言や指導ができるように人権相談体制の充実を図る必要があります。

また様々な課題について対応できるように、庁内の各種相談窓口とネットワークの構築を推進するとともに、人権が侵害されるおそれのある方や人権侵害をされている方に対しては、解決、保護、救済できるように関係機関と連携した相談支援を行うことが求められています。

【施策の方向】

- ① 相談内容がより複雑化、多様化していることから、相談員が専門的な知識や情報を習得できるように、学習機会や情報提供の充実を図り、相談員の資質向上に努めます。
- ② 庁内の各種相談窓口間において、ケース会議の開催等による情報の交換や共有を行い、総合的な相談支援体制の充実を図るとともに、府内市町村や関係機関と連携した相談支援事業の充実を図ります。
- ③ 様々な差別事象や人権侵害事象については、法務局、大阪府、関係機関との連携を強化し、相談内容と相談者の属性に応じて迅速、適切な対応を行います。
- ④ 相談者が相談しやすいような啓発の取り組みや、休日・夜間相談等の実施により利便性を推進するとともに、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が対応する人権相談事業と連携し、特設人権相談の機会拡充等、相談支援体制の充実を推進します。

(5) 情報の収集及び提供の充実

【課題】

人権教育及び人権啓発は行政や学校のみならず、地域、家庭、企業、NPOをはじめとする団体等、様々な主体が実施することにより一層有効となるものです。

そのため実施主体のニーズに対応できるように、人権教育及び人権啓発に関する情報収集や提供機能の充実が必要となります。

【施策の方向】

- ① 実施主体に対して、人権教育及び人権啓発に関する教材、講師、事例等の情報提供の充実を図ります。
- ② 市民や企業に対して、NPOの活動紹介や、各種の相談機関、支援制度等、人権に関する様々な支援情報の提供を推進します。

(6) 協働の取り組みの推進

【課題】

本市では、まちづくりの推進に向けて「協働のまちづくり基本指針」を作成し、市民同士ならびに市民と行政の協働に向けて、それぞれの役割や取り組みを整理し、協働のまちづくりを推進しています。

人権を守るまちづくりについても、行政の施策だけで実現するものではなく、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、社会全体で取り組むという意識の熟成により実現するものといえます。

そのためには市民団体をはじめとする各種団体との協働による取り組みの推進が必要となります。

【施策の方向】

藤井寺市人権のまちづくり協会をはじめ、様々な各種団体と協働した取り組みを推進し、より広範な人権啓発活動を推進します。

(7) 調査・研究の推進

【課題】

偏見や差別等の人権に関する問題は、人々の心の中に存在する意識に起因することから、人権に関する意識を把握することが大切です。

さらに様々な人権問題を解決するための有効な人権施策を推進するために、人権意識の実態を評価、分析、検証する必要があります。

【施策の方向】

- ① 人権に関する効果的な意識調査について研究、検討し、定期的な調査の実施に努めます。
- ② 意識調査の分析結果から、市民の評価や施策の効果について検証を実施するとともに、有効な人権啓発の方策について研究を行い、施策への反映を図ります。

(8) 様々な人権問題をめぐる施策の推進

今なお存在する様々な人権問題や、今後の社会情勢の変容に伴って生じる人

権課題について、正しい認識を持つことができるような人権教育や人権啓発活動を推進するとともに、様々な問題や課題の解消に向けた取り組みを行っていかねばなりません。

もちろん本計画に挙げる人権問題に限らず、全ての人権問題は根底でつながっています。一人ひとりが何が人権問題であるのかについて判断し、対応することができるための人権施策を推進していくことが求められています。

●同和問題（部落差別問題）

【課題】

同和問題（部落差別問題）は、封建時代の身分制度や、日本社会の歴史において形成された階層構造に基づいた差別により、日本国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位な状態を強いられ、今なお住む場所、就職、結婚等、日常生活の様々な場面において差別を受けている問題です。

言うまでもなく同和問題は人間の自由と平等を侵害する問題であり、これまでも国や地方公共団体が一体となり、同和問題の解消に向けた様々な施策が行われてきました。地域における自主的な努力もあり、生活環境の改善等の物理的な整備については成果が見られるものの、同和地区の所在地や情報を記載した書籍の発行や販売、インターネット上での差別的な書き込み等、同和地区やその住民、出身者に対する差別意識は根強く残っている現状があります。

それらを踏まえて、平成 28（2016）年には「部落差別解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別は許されないものであり、部落差別のない社会の実現が基本理念として定められました。

本市においても、この法律の理念を十分にふまえ、部落差別解消に向けた取り組みを推進していかねばなりません。

【施策の方向】

・人権教育・人権啓発の推進

部落差別の解消に有効な学習手法について研究を進めるとともに、差別問題に対する正しい認識や理解を深めることができる学習機会の提供を推進します。

また知識や情報の習得のみならず、部落差別の実態について学ぶことができるような参加・交流型の啓発事業を推進し、偏見や忌避意識の解消を図ります。

さらに市広報紙やホームページ等あらゆる情報媒体を活用し、差別の解消に効果的な啓発活動を推進します。

・関係機関・団体との連携推進

インターネット上をはじめとする様々な差別事象や人権侵害事象については、法務局、大阪府、関係機関と連携し、有効な取り組みについて検討を行いながら適切な対応を行います。

また事象の検証を行い、検証結果を以後の啓発活動に活用し、再発の防止に努めます。

・相談支援体制の充実

部落差別を理由とする様々な相談に対して、適切かつ迅速に対応できるように、法務局、大阪府、近隣市町村及び関係機関・団体との相互連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

・えせ同和行為の排除

不当な要求や行為を行い、部落差別の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識の推進を図るとともに、適切な対応がなされるように市民や企業に対する啓発活動を推進します。

●子どもの人権

【課題】

子どもを取り巻く社会環境は、少子高齢化及び核家族化の進行や、インターネットやスマートフォンの普及をはじめとする情報化の進展により、地域社会でのつながりが希薄となっています。

その結果、家庭や地域において教育をはじめとする子育てへの支援機能が低下し、子育てへの不安や負担が大きくなっています。

また経済情勢も依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担も増大

し、子どもの約 7 人に 1 人が貧困状態にあり、健康で文化的な生活を送ることが困難な状況だと言われています。

このような環境の変化を背景として、様々なストレスを抱えた子どもたちの間では陰湿ないじめが発生し、家庭においては児童虐待による様々な痛ましい事件も増加し、子どもの人権や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。

子どもは社会を構成する大切な存在であり、大人と同様に最大限に尊重されなければなりません。そのためには家庭、地域、学校等が連携を深め、一体となった取り組みをしていくことが大切です。

【施策の方向】

・子どもの人権に関する啓発

民生委員児童委員協議会をはじめとする関係機関と連携し、地域で子どもを育てる意識づくりや、子どもの人権を尊重する意識高揚のための啓発活動に努めます。

・子育てに関する支援の充実

子育ての不安や悩みに関する情報提供を、SNS 等様々な情報媒介を通じて行うとともに、気軽に集まり情報共有できる機会の提供や、相談支援体制の強化を図り、子育て支援の充実に努めます。

・援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実

子どもの障害に応じて適切に対応し、個々の発達に応じた支援ができるよう関係機関と連携し、子どもや家庭への支援の充実に努めます。

また児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童の保護、自立支援の充実等、児童虐待に対する取り組みを強化します。

・いじめ・暴力行為の防止と当事者への支援

いじめや不登校の防止のため、学校における道徳教育や心の教育等を通じて、思いやりや命の大切さの意識の熟成を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を積極的に活用し、いじめや不登校への対応を強化し、支援の充実に取り組みます。

また藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会、及び藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会を必要に応じて開催し、各学校の対応改善に向けた取り組みを効果的に推進します。

●女性の人権

【課題】

男女の完全な平等と女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした女性差別撤廃条約は、昭和54（1979）年に国連総会において採択され、我が国も昭和60（1985）年に締結しました。

本市では平成23（2011）年に「藤井寺市男女共同参画推進条例」を施行し、平成28（2016）年に「第3期男女共同参画のための藤井寺行動計画」を策定し、性別に関わらず全ての人が、あらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り込んできました。

しかしながら、男女共同参画や女性の人権に関する理解や認識は、社会に浸透しているとはいえない現状があり、意識啓発のための取り組みをより一層推進する必要があります。

また市の審議会における女性委員の参画推進をはじめ、女性の管理職への登用促進や、性別に関わらず安心して働くことのできる職場づくりを構築する取り組みも求められています。

さらにDV等の暴力行為、セクシャルハラスメントをはじめとする様々なハラスメント行為、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性で被害は深刻化しています。それらの暴力等の背景には、男女の不平等な関係や性的役割分担意識が根強く残る社会構造に問題があります。

家庭はもとより、社会全般において性別による差別を解消し、性別に関わらず全ての人が生き生きと暮らしていけるまちづくりを実現するための施策を推進することが求められています。

【施策の方向】

・男女共同参画の推進

男女共同参画の理念に基づくフォーラムや講座を開催し、市民への意識啓発を推進するとともに、有効な取り組みについて研究を行い、施策に反映していきます。

また市広報紙やホームページをはじめとした様々な情報媒体を活用した啓発活動を推進します。

・女性活躍の推進

女性が市の政策や方針決定の場へ参加し、意見や考えを反映することができるように、審議会等の女性参画率の向上や、女性管理職の登用を推進するための職場環境づくりや意識高揚のための研究を進め、施策に反映していきます。

・様々なハラスメントの防止

企業や事業所に対し、様々なハラスメント防止に関する情報提供や研修会等の学習機会の提供を行います。

また本市がハラスメントのない職場としてモデルとなるべく、職員に対して研修会を実施し、各々が認識を深め、実践していけるよう努めるとともに、被害者に対する相談支援体制の充実を図ります。

- 暴力の防止と相談支援体制の充実

市民一人ひとりが、DVを含むあらゆる暴力について正しい理解を深めるための意識啓発活動を推進するとともに、配偶者等からの暴力により、一時避難等の緊急な対応が必要な場合には、関係機関と連携しながら、避難施設やシェルターへの入所に関する調整をはじめとした相談支援体制を強化します。

- 障害者の人権

- 【課題】

平成18（2006）年に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成26（2014）年に締結しました。この条約は障害の有無に関わらず、全ての人が同じように参加できる社会の実現を目指しています。

さらに我が国においては、障害者の人格や個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28（2016）年に施行されました。

障害のある人への偏見や差別意識が生じないように、障害のある人への正しい認識や理解を深めることの大切さや、障害のある人が社会生活を営むうえで支障となる数々の「社会的な障壁」を取り除いていく必要があること等、障害のある人への差別の解消は社会全体の問題として、一人ひとりが認識することが求められています。

全ての人が互いに助け合い、安心して生きることができる共生社会の実現に向けて、インクルージョンの理念を文化として定着させることは、行政の取り組みだけで実現できるものではなく、地域や当事者団体、関係機関・団体等が協働して取り組んでいかなければなりません。

- 【施策の方向】

- 理解や交流の推進

市広報紙やホームページ等の情報媒体の活用により、障害者に対する不当な差別の解消や合理的配慮に関する啓発を推進するとともに、障害者に対する理解を深める啓発事業や、障害のある人と交流することができる学習機会の提供

等を行い、障害者への差別解消に関する認識を深める活動を推進します。

- 社会参加や就労への支援

特別支援学校、ハローワーク、企業等と連携し、就労やその定着のための支援体制を推進するとともに、障害のある人が社会参加への意欲を向上できるように地域における交流活動の支援の充実を図ります。

- 福祉のまちづくりの推進

公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、全ての人が安心、快適に暮らすことができるように「バリアフリー新法」や「第3期藤井寺市地域福祉計画」の周知啓発を行い、事業者へ対して理解の促進と施設整備について要請していきます。

- 高齢者の人権

- 【課題】

平均寿命の伸びや少子化等を背景として、我が国においては今後も急速に少子高齢化が進行することが考えられ、高い就労意欲を有する高齢者が知識や経験を活かして、社会を担う存在として活躍していくことが重要となっています。

一方で一人暮らしの高齢者、認知症高齢者、要介護高齢者の増加に伴い、介護負担の増加等による家庭内の不利による高齢者虐待や、本人の承諾なく財産権を侵害する事件等、高齢者に対する人権侵害事件が大きな問題となり、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の虐待発見時の通報義務等が定められました。

しかしながら、今なお高齢者を狙った悪徳商法や詐欺等、高齢者の人権や財産を脅かす事件が横行していることから、今後も高齢者の自立支援を推進する取り組みが求められています。

また高齢者の人権が尊重されるためには、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促す機会を増やす取り組みが必要であり、地域や行政が連帯して高齢者を見守り、支援活動を推進することが大切です。

- 【施策の方向】

- 自立・生きがいづくりへの支援

高齢者が住み慣れた環境で生活することができるように、地域包括支援センターとの連携強化を図るとともに、関係機関と連携し生活支援や相談体制の充実に努めます。

また高齢者の社会参加を推進するために、高齢者のクラブ活動参加等への支援の充実を図ります。

- ・高齢者に対する虐待への対応

高齢者への虐待防止のため、市民や関係機関への啓発を推進し、地域包括センターを中心とする相談支援体制の充実を図ります。

また高齢者虐待の早期発見、防止に努めるとともに、虐待事案に対しては警察や関係機関等と連携し、適切かつ迅速に対応します。

- ・福祉・介護サービスの充実

介護保険制度の趣旨や内容について、市広報紙、ホームページ、パンフレットによる周知啓発を推進し、高齢者の福祉や介護ニーズに対応するため人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い福祉・介護サービスの提供に努めます。

- 外国人の人権

- 【課題】

外国人を取り巻く人権問題については、在日韓国・朝鮮人に対する社会保障問題等が中心でしたが、1980年代以降は労働力不足を背景に多くの外国人が日本の労働市場に参入し、それに伴い生活面での課題も多様化してきました。

また外国人に関しては、言語、宗教、習慣等の相違から就労できなかつたり、入居や入店が拒否される等の差別問題や、外国人が生活していくための行政情報が十分に得られず、行政サービスを受けることができないといった問題も指摘されています。

さらに近年においては、特定の人種や民族を排斥する言動（いわゆるヘイトスピーチ）が各地において行われ、またインターネット上における差別事象が社会問題化していることを受けて、平成28（2016）年には、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消することを目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、不当な差別的言動の解消に向けて、国及び地方公共団体の責務が定められました。

現在、外国人労働者の受け入れ拡充が開始されるなか、今後も地域で暮らす外国人の数は増加することが考えられることから、異なる国籍や文化的な背景をもつ人々が、多様な文化、習慣、価値観等を認め合い、お互いに尊重しあいながら暮らしていくことができる共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

【施策の方向】

・多文化共生社会の実現

多様な文化、習慣、価値観の違いを理解し尊重し合えるように、多文化共生社会についての理解を深める啓発事業を推進します。

また特定の民族に対する差別的、排他的行為が起こることがないように、正しい知識習得のための情報や学習機会の提供に努めるとともに、国や大阪府及び関係機関とも連携しながら、有効な対策を検討し取り組んでまいります。

・国際理解の推進

藤井寺市国際交流協会が実施する国際交流イベントや、多文化共生を推進する事業の支援を充実する等、国際理解を推進する取り組みに努めます。

・外国人に対する相談支援

外国人の様々な相談に対応できるように、関係団体との連携を強化し相談支援の充実を図ります。

●性的マイノリティの人権

【課題】

調査によって異なりますが、性的マイノリティは人口の3~5%は存在するとされています。個人の性自認や性的指向は多種多様であるにもかかわらず「人は出生時の性別らしく生き、男性は女性を、女性は男性を愛することが普通である」といった固定観念や先入観により、性的マイノリティに対する偏見や差別が多く見受けられる現状があります。

そうした偏見や様々な差別により、性的マイノリティは傷つき、自分自身を理解してもらいたいと思っても誰にも打ち明けられず、また法の未整備により「家族」として扱われないことから、社会保障をはじめとした様々な制度上の困難にも直面しています。

性的マイノリティが抱える様々な問題の認識や理解を促進し、多様なセクシヤリティを尊重することができるまちづくりの実現のためには、一人ひとりが性的マイノリティに関する正しい認識を深めていくことが求められています。

【施策の方向】

・相談支援体制の充実

当事者や関係者が安心して相談することができ、様々な相談に対応することができるように、外部の専門支援機関や医療機関等と連携した相談体制の充実を図ります。

- 意識改革の推進

性自認や性的指向を正しく理解することができる学習機会の提供に努めるとともに、性的マイノリティに対するハラスメントの解消に向け、様々な情報媒体を活用した情報提供や啓発活動に取り組みます。

- 環境の整備について

性的マイノリティが、心理的苦痛を感じる施設設備をはじめとする物理的な要因について、関係団体と連携して研究を行い、様々な環境整備の推進に努めます。

- インターネット上での人権問題

- 【課題】

SNSをはじめとするソーシャルメディアの発展により、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネット上においては、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさの書き込み等、人権擁護上、許しがたい差別情報が溢れています。

特にプライバシーや名誉権の侵害となる情報の流布、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、同和問題（部落差別問題）に関する差別を助長、誘発する情報の摘示及び拡散等の差別事象が後を絶たずに発生しています。

また特定個人を対象としたひぼう、中傷、差別的な表現の書き込み等の人権侵害事象や、保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使った子ども同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭う等の犯罪行為も発生しています。

インターネット上に溢れる誤った情報や不適切な情報に対して適切な対応を行うためには、正しい知識を得るための教育や意識の向上のための啓発活動が何よりも大切であり、私たちが加害者にも被害者にもならないためには、一人ひとりが良識ある情報発信者としてマナーやモラルを守ることが求められています。

- 【施策の方向】

- 理解と啓発の推進

個人のプライバシーや人権尊重に関する正しい理解を深めるとともに、情報の送受信に関するモラルやマナーを正しく習得できるための学習手法を検討し、学習機会の提供に努めます。

またインターネット上に溢れる差別を助長、誘発する情報に対して、適切かつ毅然とした対応ができるために、ネット情報リテラシーに関する教育及び啓発活動を、行政、地域、学校が連携して行い、認識や理解の推進に努めるとともに意識の向上を図ります。

・ 関係機関との連携

インターネット上でのプライバシーや名誉権を侵害する事象や様々な差別事象に対して、法務局をはじめ様々な関係機関と連携して、有効な方策について検討しながら適正な対応を行います。

● アイヌの人々の人権

平成9（1997）年に、アイヌの人々の文化や伝統について普及啓発していくことが定められた「アイヌ文化振興法」が施行され、平成31（2019）年にはアイヌの人々を日本の先住民族と明記した「アイヌ新法」が成立しました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見や差別に結びつくものであり、一人ひとりがアイヌの人々の文化や習慣に対する理解を深めていくための啓発活動を推進していくことが大切です。

● ハンセン病回復者・HIV感染者の人権

「らい予防法の廃止に関する法律」が平成8（1996）年に制定された後、平成21（2009）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者が社会と交流を深めながら、自立した社会生活を送ることができるよう、法に基づく取り組みの推進が求められています。

またハンセン病やHIV（エイズウイルス）をはじめとする感染症に対する偏見や差別は、知識不足によるものがほとんどであることから、正しい知識の普及啓発や情報の提供が必要です。

● 北朝鮮による拉致問題

多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事象が1970年代に多発し、これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いがあることが判明したため、政府は平成3（1991）年以来、機会があるごとに北朝鮮当局に対して問題提起してきました。

平成14（2002）年に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮側は日本人の拉致を認め、謝罪し、5名の拉致被害者の帰国が実現したものの、他に認定されている拉致被害者の情報は、今なお十分に提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。

拉致問題は国際社会における重大な人権侵害事件であるという認識を深めるとともに、決して許されないものであるとの意識を熟成していくための取り組みが求められています。

●貧困問題

構造改革による規制緩和の結果、雇用や就業をめぐる環境の多様化に伴って、不安定な雇用や低収入による社会生活を余儀なくされ、働いていても健康で文化的な生活を営むことができない人々（ワーキングプア）が急増する等の貧困問題が大きな社会問題となっています。

具体的な原因は、非正規労働者の割合が労働者の4割を超える等の雇用環境の悪化、市場経済競争の激化による大量の失業者の発生等、経済的格差が一層拡大していることが挙げられます。

貧困問題の解決のためには、私たち一人ひとりがこの課題に関心をもつと同時に、他人事ではなく社会全体の問題として考えることが大切です。

また安心して暮らすことができるセーフティネットを構築するための法整備や、様々な救済制度の拡充等の取り組みが必要とされています。

●ホームレスの人権

失業等の様々な問題により、自立の意思はあるものの特定の住居を持つことができず、野宿生活を余儀なくされているホームレスと地域の人々との軋轢が生じる問題が社会問題となっており、ホームレスに対する嫌がらせや暴行等の人権を侵害する問題も発生しています。

ホームレスが自立して生活することができるような相談支援や救済活動を推進するとともに、ホームレス問題に関する認識や理解を深めるための取り組みが必要とされています。

●犯罪被害者の人権

様々な犯罪行為による被害により、幸せに生きる権利を奪われた犯罪被害者やその家族の人権が擁護されない問題が起こっています。

犯罪被害者は精神的なショックや身体の不調により、積極的に被害を訴えることが困難であり、経済的にも困窮することが少なくなく、マスメディアによる過剰な報道やプライバシー侵害による二次的被害にあうといった問題もあります。

被害者やその家族の人権が侵害されるケースは多種多様であり、被害者の人権を尊重するための様々な啓発活動や多様な相談支援活動を充実する必要があります。

●刑を終えて出所した人々の人権

刑を終えて出所した人々が、社会復帰や更生する意欲があるものの、周囲の人々の根強い偏見や差別意識により地域社会から受け入れを拒否され、就職や入居に関する差別を受ける問題があります。

刑を終えて出所した人々が更生を果たし、社会の一員として生活していけるよう、一人ひとりの偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進するとともに、行政と関係機関・団体等が連携して支援活動に取り組んでいくことが求められています。

●様々な災害に起因する人権問題

平成23（2011）年に発生した東日本大震災をはじめとする様々な災害による被害者に対して、避難の受け入れが拒否されたり、被害者が風評被害を受けたり、避難先においていじめられる等の人権侵害が問題となっています。

一人ひとりが正しい知識を習得し、お互いに尊重する心を育てていけるような啓発活動を推進し、問題を解決していくことが大切です。

●SDGs（持続可能な開発目標）の推進

平成27（2015）年に開かれた国連総会において、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成された2030年までの開発目標が定められました。

その前文では「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」であり「持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」との認識が示されており「全ての国及び全てのステークホルダー（利害関係者）は、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」こととしています。

また「17の持続可能な開発のための目標と169のターゲット」は「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」としており、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。

本市もステークホルダーとして、SDGs（持続可能な開発目標）の推進のために様々な取り組みを行う必要があります。

① 貧困

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

② 飢餓

飢餓を終わらせ食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進

- する。
- ③ 保健
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 - ④ 教育
全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 - ⑤ ジェンダー
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。
 - ⑥ 水・衛生
全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
 - ⑦ エネルギー
全ての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
 - ⑧ 経済成長と雇用
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
 - ⑨ インフラ、産業化、イノベーション
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。
 - ⑩ 不平等
各国内及び各国間の不平等を是正する。
 - ⑪ 持続可能な都市
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 - ⑫ 持続可能な生産と消費
持続可能な生産消費形態を確保する。
 - ⑬ 気候変動
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 - ⑭ 海洋資源
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 - ⑮ 陸上資源
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 - ⑯ 平和
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へ

のアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

⑰ 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 基本方針及び推進計画の期間

本基本方針及び推進計画の期間は、（ ）～（ ）年度の年間とします。ただし社会情勢の変化や、国及び大阪府の施策との整合性を図りながら見直しを行ってまいります。

6 人権施策の推進体制

（1）庁内の推進体制

本計画を効果的に推進するために、藤井寺市人権行政推進本部を中心に関係部課間の連絡調整を図り、総合的かつ横断的な取り組みを行うための連携強化を図ります。

なお市のあらゆる職務は人権尊重の理念に基づくものであることから、人権意識の高揚ならびに、それに基づく対応が必要となります。そのため職員や人権推進員への有効な人権教育及び人権啓発活動を通じて、人材育成及び資質向上を推進します。

（2）関係機関・団体との連携推進

人権教育及び人権啓発が効果的かつ広範的に展開できるよう、藤井寺市人権のまちづくり協会をはじめ、地域の各種団体やNPO等との連携や協力を推進します。

また様々な人権問題に対して、人権侵害の防止や人権擁護活動を適正に行うため、国や大阪府及び近隣市町村との連携強化を図ります。

（3）進行管理

本計画に掲げた施策について、藤井寺市人権行政推進本部において、取り組み状況を把握する等の進行管理を行います。

また藤井寺市人権を守るまちづくり審議会の開催を通じて、様々な意見聴取を行い、人権教育及び人権啓発に関する効果検証や、様々な人権課題に対する重点的な取り組みについて検討を行い、人権施策への反映に努めます。